

令和7年度 児童虐待防止啓発事業

企画提案応募要領

令和5年度に愛知県の児童（・障害者）相談センターが対応した児童虐待相談対応件数は7,073件で、前年度を僅かに減少した令和4年度から再び増加に転じて過去最多件数を更新しました。年齢層別に見ますと、小学生が2,477件で最多でありました。

児童虐待防止のためには、広く県民にこの問題に関心を持っていただくことが大切です。

このため、愛知県では、県民に児童虐待問題を訴え、児童虐待通告先の周知を図るため、広報啓発活動を展開することとしました。

この事業の委託先を公募により選定することとし、下記のとおり企画提案を募集します。

記

1 委託事業名

令和7年度 児童虐待防止啓発事業

2 委託事業の概要

(1) 委託事業の目的

児童（・障害者）相談センターが対応した児童虐待相談における被虐待児の状況を見ますと、小学生は、幼児と同様に高い割合で推移しています。

このため、広く県民一般、さらに子どもを通して「気になる子ども」を発見しやすい保護者及び児童向けの啓発を行い、虐待の予防と早期発見・早期支援を図ります。

(2) 委託事業の内容

児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンの啓発を通じて、一人でも多くの方々に「児童虐待防止」に関心を持ってもらうため、別紙「仕様書」にある啓発資材の作成及び、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間（11月）における広報啓発活動を実施します。

(3) 委託の期間

契約締結の日（令和7年7月上旬から中旬を予定）から令和8年2月28日まで

(4) 契約の規模

契約金額の上限は、2,759,000円（消費税及び地方消費税を含みます。）とします。

(5) 契約相手方数

1者

3 応募資格

応募資格は、別紙1のとおりです。

4 企画提案の方法

(1) 提出する書類

「企画提案書作成要領」に基づいて必要書類を作成し、提出してください。
なお、企画提案は、1法人（個人事業主を含む。）につき1案とします。

(2) 提出期間

令和7年5月12日（月）～令和7年5月16日（金）午後5時（必着）

(3) 提出先

愛知県福祉局児童家庭課 児童虐待対策グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）

(4) 提出方法

持参、郵送又は宅配便により、書面により提出するものとします。

郵送又は宅配便による場合は、令和7年5月16日（金）午後5時以降に愛知県庁に到達したものは無効とします。無効に関する異議の申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面により愛知県庁への到達時間が証明できる場合に限り、受け付けるものとします。

5 企画提案に関する説明会の開催

(1) 日時

令和7年4月17日（木） 午後3時から

(2) 場所

愛知県中央児童・障害者相談センター 援助方針会議室
名古屋市中区三の丸2丁目6番1号 三の丸庁舎7階

(3) 参加方法

事前に下記連絡先までメールまたはファックスでお申し込みください。メールまたはファックスには、法人名、参加予定者名、連絡先を明記してください。

1法人につき、2名までの参加とします。

6 企画提案の選考方法

(1) 選考方法

企画提案の選考方法は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーションによる審査）によるものとします。

一次審査は5月下旬を予定しています。なお、公募数が5者を超えない場合は、一次審査は行わず、二次審査により選考します。

二次審査は6月中旬を予定しています。日時等の詳細は、一次審査終了後、選考通過者に通知します。

また、選考の過程等に関する問い合わせ及び異議申し立てについては、一切応じないこととします。

なお、提出された書類に不備がある企画提案書、法令等に違反した企画提案書又は愛知県の事業として不適切な企画提案書は、無効とします。

(2) 選考基準

選考においては、広報啓発の内容及び成果物（案）、社会的価値の実現に資する取組（環境に配慮した事業活動、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和）について総合的な評価を行います。

評価項目の詳細な内容及び配点については、別紙2のとおりです。

(3) 選考結果の通知

選考結果については、選考通過者及び落選者それぞれに通知します。

(4) 一次選考通過者数

5者程度を予定

- (5) 一次選考結果発出日（予定）
令和7年5月下旬

7 委託費の対象経費

委託費の対象となる経費は、人件費及び物件費（これらに係る消費税及び地方消費税を含む。）とします。

但し、耐久消費財（パーソナル・コンピュータ及びその周辺機器を含む。）については、対象となる経費とは認められません。

8 企画提案書の帰属等

- (1) 提出された企画提案書については、返還しません。
- (2) 採用された企画提案書の著作権については、愛知県に帰属します。
- (3) 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については開示することとします。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえ、愛知県が判断します。

9 その他

- (1) 企画提案に係る経費（必要書類の作成及び提出等）は愛知県では負担しませんので、各応募者で負担してください。
- (2) 契約保証金は、愛知県財務規則（昭和39年3月25日愛知県規則第10号。以下「財務規則」といいます。）第129条の2の規定により、契約金額の100分の10とします。
ただし、財務規則第129条の3各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。
- (3) 代金の支払いは、原則として精算払とします。ただし、応募者が非営利法人の場合については、愛知県との協議により概算払を認めることができるものとします。
- (4) 契約に当たっては、最も優秀であると選定された企画提案を提出された方と、委託事業の仕様及び契約金額を協議した上で、委託契約を締結することとなります。このため、契約金額については、経費見積書に記載した見積金額と同額とならない場合があります。
なお、協議が不調に終わった場合は、次点の方と協議するものとします。
- (5) 業務の実施に当たっては、あらかじめ愛知県と協議することとし、愛知県が修正等の指示を行った場合には、愛知県の指示に従ってください。
また、啓発資材について、愛知県が再度の提案を求めた場合には、愛知県の指示に従ってください。

10 問い合わせ先

本委託事業に関する問い合わせは、令和7年5月9日（金）までにメール又はFAXでお願いします。問い合わせに対する回答は、個別に行います。

なお、メールによる場合は、件名を「問い合わせ（児童虐待防止啓発事業）」としてください。

担 当 愛知県福祉局児童家庭課児童虐待対策グループ（今泉）
住 所 〒460-8501
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）
電 話 052-954-6281（ダイヤルイン）
FAX 052-971-5889
E-mail jidoukatei@pref.aichi.lg.jp

児童虐待防止啓発事業 応募資格

1 企画競争の参加には、次の各号のいずれにも該当する者であることを要件とする。

- (1) 愛知県内に事業所を有する者
- (2) 愛知県会計局が発行する「愛知県指名競争入札参加資格者名簿」掲載者のうち、次に掲げた小分類のいずれかに該当する者であること。
 - ・大分類「1. 物品の製造・販売」 中分類「05. 一般印刷」 小分類「01. 一般印刷」
 - ・大分類「3. 役務の提供等」 中分類「03. 映画等制作・広告・催事」 小分類「02. 広告」
 - ・大分類「3. 役務の提供等」 中分類「03. 映画等制作・広告・催事」 小分類「04. デザイン」

2 ただし、1の各号のいずれかに該当する者であっても、次の各号にかかせる要件すべてを満たさない者は、欠格とする。

- (1) 財政的基礎が確立されており、必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治的活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 愛知県指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、企画提案書の提出期間において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。

評価項目及び配点

評価項目		評価基準	配点
全体評価	公共性	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの委託事業にふさわしいか。 ・県のイメージアップにつながる事業となっているか。 	10点
	現状分析・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の現状を的確に捉え、課題の解決に向けた企画が提案されているか。 ・委託事業の内容をよく理解した方針となっているか。 	10点
	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・経費見積は適正か。 ・費用対効果が期待できる内容となっているか。 	10点
	事業遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況やスケジュールに問題はなく、十分に事業が実施できるか。 	10点
個別事業	新小学1年生及びその保護者向け啓発資材	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止を啓発するのにふさわしい内容・デザインとなっているか。 ・啓発すべき内容を的確に捉え、わかりやすいものであるか。 ・新小学1年生が持ち帰りやすい形状であるか。 ・児童向けと保護者向けが別となっている場合、挟み込むなどして一体で配布できるものとなっているか。 	28点
	街頭啓発やイベント等で使用する資材及び県民への配布物	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止を啓発するのにふさわしい内容・デザインとなっているか。 ・啓発内容が一目で分かるような認識しやすいデザインとなっているか。 	5点
	県民へ向けた啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発すべき内容を強くアピールする方法であるか。 ・啓発すべき内容を広く県民に周知する方法であるか。 ・啓発すべき内容を効果的にアピールする方法となっているか。 ・方法やデザイン及び安全性等の観点において、県として適切な内容であるか。 	23点
社会的価値の実現に資する取組の評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した事業活動 ・障害者等への就業支援 ・男女共同参画社会の形成 ・仕事と生活の調和 		4点
合計			100点